（無線局免許手続規則の一部改正）

第三条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（免許の単位） **第二条**　無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局については人工衛星、船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）、航空機局、無線航行移動局、人工衛星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては送信装置とする。）ごとに行わなければならない。 ［一～三　略］ 四　［(1)・(2)　略］ (3)、高高度基地局 (4)～(8)　［略］ ［五～十　略］ ［2～5　略］ 6　同一人に属する二以上の無線局相互間において、左の各号の一に該当する装置を共通に使用しようとする場合は、共通に使用しようとするすべての装置をそれぞれの無線局の無線設備の工事設計に含めて申請することができる。 一　固定局、地上基幹放送局、航空局、基地局、高高度基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、人工衛星局、構内無線局及び特別業務の局のうち二以上の無線局相互間において使用される同一規格の予備の無線設備（空中線系については、同一型式とする。）の装置 ［二～五　略］ ［7～9　略］ （添付書類） **第四条**　［略］ 2　無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては、第二十条の十三に定める様式によることができる。	（免許の単位） **第二条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　［(1)・(2)　同上］ ［新設］ (3)～(7)　［同上］ ［五～十　同上］ ［2～5　同上］ 6　［同上］ 一　固定局、地上基幹放送局、航空局、基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、人工衛星局、構内無線局及び特別業務の局のうち二以上の無線局相互間において使用される同一規格の予備の無線設備（空中線系については、同一型式とする。）の装置 ［二～五　同上］ ［7～9　同上］ （添付書類） **第四条**　［同上］ 2　［同上］

区分	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
［一　略］		
二　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局	［略］	［略］
［三～十三　略］		

区分	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
［一　同上］		
二　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局	［同上］	［同上］
［三～十三　同上］		